

沖縄子供の貧困緊急対策事業における次年度以降の
本市への財政負担軽減に係る意見書

沖縄の子どもを取り巻く環境は、全国に比べて特に深刻な状況にあることから、国は、沖縄振興計画期間中(平成28～33年度)を子どもの貧困の問題の「集中対策期間」として、集中的に対策に取り組むこととし、平成28年度から30年度までの3年間については、モデル事業として補助率10/10で事業を実施してきたところである。この結果、「沖縄子供の貧困緊急対策事業」は軌道に乗り、一定の成果を上げているとの見解が示されており、今後の方向性として事業の定着を踏まえ、引き続きこれまでの事業を進めるとともに、補助率の水準を令和元年度から段階的に見直しがなされている。

うるま市においては「第2次うるま市総合計画」を策定し、生活困窮者への生活支援・学習支援の取組や就学援助の充実など、国の大綱(子供の貧困対策に関する大綱)の重点施策に掲げられた取組に基づき、子どもの貧困対策を関係部署で連携しながら各分野で主体的に取り組む総合的な施策を行っている。

しかし市民所得が県内41市町村中39番目と低く失業率も高い状況にあり、母子家庭の出現率も7.08%(平成25年度)と県内市町村の中でも3番目に高い状況であり、依然厳しい状況にある。沖縄県は、子どもの貧困対策は喫緊の最重要課題と位置付け、各種施策に取り組むこととしており、当事業については県も市町村と一体となり、その効果的な事業に取り組むことが肝要であると考えます。

令和元年度からの国の補助率見直しにあたり、補助率減となった財政負担が本市の貧困対策事業を滞らせる要因となっている。

については、補助率10/10から見直された市町村負担分を、沖縄県が負担するよう強く要請する。

併せて、「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」においても、平成33年度までの期限を設けているところであり、現在実施している事業及び貧困対策に資する事業は、令和4年度以降も継続実施が強く望まれるものであることから、「沖縄県子どもの貧困対策推進交付金」の継続交付を要請する。

記

- 1 「沖縄子供の貧困緊急対策事業」次年度以降本市負担分を沖縄県で負担すること
- 2 「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」令和4年度以降も継続実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年10月7日

沖縄県うるま市議会

あて先

沖縄県知事